

届出・申請方法について

環境保全・公害に関する手続きに関しまして、下表のとおり電子メール等で受付を行います。なお、引き続き窓口での受付も行っています。

	提出方法	訂正方法	副本受取方法
特定建設作業実施届出書	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市 電子申込システム 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料以外については、豊中市 電子申込システムによる修正が可能。 添付資料の訂正時は再提出が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 副本の返却なし。 申込画面入力後に届出書の印刷が可能。
大気関係 水質関係 騒音・振動関係 土壌関係 ダイオキシン類対策特別措置法 アスベスト関係 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 郵送 (副本の受取用に、返信用封筒を同封してください。) 電子メール 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送による修正資料の送付。 電子メールによる修正資料の送付。 	<ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒にて返送。 電子メールによる返送。
PRTR・化学物質関係	<ul style="list-style-type: none"> 電子システム (PRTR 届出システム・豊中市電子申込システム) 郵送 電子メール 	<ul style="list-style-type: none"> 電子システムによる修正資料の送付。 郵送、電子メールによる修正資料の送付。 	

【留意事項等】

- 電子申込システムの申請日は、開庁日のみ入力が可能です。閉庁日にシステム入力する際は、次開庁日を申請日として入力してください。
- 郵送は到着日を、電子メールは受信日を届出日とします。なお、到着日または受信日が閉庁日の場合は、次開庁日を届出日とします。(郵送による提出期日までの到着が難しい場合は、環境指導課に電話でご連絡のうえ、電子メールにて届出書・申請書等の表紙を先行してお送りください。)
- 図面等を添付した電子メールは、容量の大きさにより受信できない場合があります。その場合は郵送をお願いすることがあります。
- その他、問合せ・ご相談等につきましては、電話、電子メール等にて環境部環境指導課環境保全係までご連絡をお願いします。

環境部 環境指導課 環境保全係
 〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
 TEL:06-6858-2105 FAX:06-6842-2802
 MAIL:kanhozen@city.toyonaka.osaka.jp